ＪＫ５１７１	１３２５３９	第八光洋丸	28. 5.10
ＪＫ５２１９	１３３６９４	第一敬神丸	28. 5.18
ＪＬ６３６５	１３３９８８	さんけい丸	28. 5.26
７ＪＮＢ	１４１７６２	ＨＥＲＭＥＳ　Ｉ　ＳＬＡＮＤ	28. 6. 7
ＪＤＦＪ	１３２７２０	おーしゃんうえすと	28. 6.15
ＪＥＤＹ	１３３４４０	鹿丸	28. 6.22
ＪＤ２５９４	１２５６２７	第二十八天祥丸	28. 6. 1
ＪＥ２９６２	１３０９２４	第五十六碁石丸	28. 6.13
ＪＧ４６６１	１２９７１１	ほくと	28. 6.29
ＪＧ４７７３	１３０３０２	第八とかち	28. 6.29
ＪＧ５３１４	１３４３５３	第二信栄丸	28. 6.17
ＪＧ５６８０	１３７１６６	第七開運丸	28. 6.14
ＪＩ２０１９	９３２７８	第二泉州丸	28. 6. 2
ＪＪ３１０９	１１６０８７	日の出丸	28. 6.14
ＪＫ３４１９	１１０８４２	第二いんのしま	28. 6. 6
ＪＫ４３０９	１２７２６６	第一海幸丸	28. 6.23
ＪＫ５５２１	１３５３０７	海晴丸	28. 6.14
ＪＬ５９１５	１３０６７０	美咲丸	28. 6.17
ＪＬ６２２７	１３３８８７	第一八三佐賀明神丸	28. 6.30
ＪＬ６４４４	１３５１４８	大航丸	28. 6. 1
ＪＬ６５５５	１３５６０６	幸成丸	28. 6.21
ＪＭ４１５２	１３３７４４	第八天竜丸	28. 6. 2
ＪＭ５７５６	１３０３２１	桜栄丸	28. 6. 6

○環境省告示第九十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十月四日

環境大臣　山本　公一

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　三光株式会社

ロ　住所　鳥取県境港市昭和町五番地十七

ハ　代表者の氏名　代表取締役　三輪　陽通

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

鳥取県境港市潮見町一番

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずの一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(5)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(6)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五　申請年月日

平成二十八年九月七日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　鳥取県生活環境部循環型社会推進課

ニ　鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

ホ　境港市清掃センター

○関東地方整備局告示第二百九十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
鶴ヶ島市大字藤金字仲橋一九三番一地先から埼玉県比企郡川島町大字三保谷字元宿三六七番一まで	二一・一七～六六〇・四八	二一・一七～六六〇・四八	前	一〇・七二	キロメートル
			後	一〇・七二	メートル
			前	一九	
			後	一九	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関について、同法第七十七条の三十四第一項の規定により、確認検査の業務を廃止する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月四日

関東地方整備局長　大西　亘

指定番号	指定確認検査機関の名称	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定の区分	業務区域	廃止する年月日
二十四	株式会社ＴＳＫ建築確認安全センター	東京都中央区日本橋三丁目八番十六号	省令第十五条各号に掲げる区分	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の全域	平成二十八年八月三十一日